

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会・競技団体登録要綱

1. 目的

この要綱は、東京都における障害者のスポーツの普及、振興と啓発を図るために活動している競技団体の内、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の掲げる事業方針に賛同する競技団体を協会登録団体として登録し相互に協力・支援することを目的とする。

2. 対象団体

競技団体登録の対象となる団体は、東京都において、目的に掲げる障害者スポーツ活動を行う団体（以下「団体」という。）で下記の各号に該当する団体であることとする。

- (1) 原則として、所在が都内にあり、東京都における障害者のスポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
- (2) 常時、スポーツ活動を実施している東京都域の当該競技の統括または調整団体であること。
- (3) 会則を持ち民主的運営がされている団体であること。
- (4) 単一の職場、学校、施設等に所属している者のみで構成されていないこと。
- (5) 原則として東京都在住・在学・在勤の構成員を中心として活動していること。

3. 協力・支援内容

- (1) 協会は、登録団体に対し、下記の協力・支援を行うものとする。
- (2) HP設置団体とは相互リンクを実施する。
 - ① 協会広報誌又はホームページでの登録団体実施事業の広報。
 - ② 登録団体が、主催・主管する事業（競技会、講習会等）に対する後援。
 - ③ その他の協力・支援。
- (3) 登録団体は、協会に対し、可能な範囲で下記の事項について協力・支援するものとする。
 - ① 協会が主催又は協力・支援する事業への協力。
 - ② 協会会員登録等、協会活動への協力・支援。

4. 登録

登録は年度登録とする。登録期間は毎年4月1日より3月31日までとする。

- (1) 登録を希望する団体は、下記の事項の通り必要書類を提出し登録申請をするものとする。
 - ①登録申請書（様式1）
 - ②団体登録書（様式2）
 - ③構成員名簿（様式3）
 - ④団体規約
 - ⑤役員名簿
 - ⑥年間事業計画

⑦年間予算書

5. 登録団体の決定

登録団体の決定については、提出された関係書類に基づく公益社団法人東京都障害者スポーツ協会事務局の審査後、申請団体へ文書をもって決定を通知するものとする。

6. 適用期日

平成15年 7月17日適用

平成15年12月20日適用

平成16年 7月 5日改正

平成18年 2月 1日改正

平成20年 4月 1日改正

平成24年 3月13日改正

平成26年 3月14日改正

平成28年 3月11日改正